

岩室村企業課では

### 宿直代行員を募集します

岩室村企業課では、浄水場内の宿直代行員を、左記の要領で募集しています。

■募集人員：男性一名  
■職務内容：浄水場の機械監視

および場内清掃

■勤務条件：夜間勤務および土日・祝祭日の日直

■年 令：五十歳未満

■申込締切：平成五年五月末日

■申込先：岩室村企業課（岩室村大字夏井三四二〇）

なお、宿直代行員募集に関する詳しい情報は、企業課（☎82-3150）までお問い合わせください。

岩室村社会福祉協議会から

### ホームヘルパーを募集します

岩室村社会福祉協議会では、在宅福祉サービスの充実のため左記要項でホームヘルパーを募集します。

■募集人員：女性一名

■職務内容：訪問家庭での身体介護及び家事手伝いなどです。

■年 令：三十五歳未満

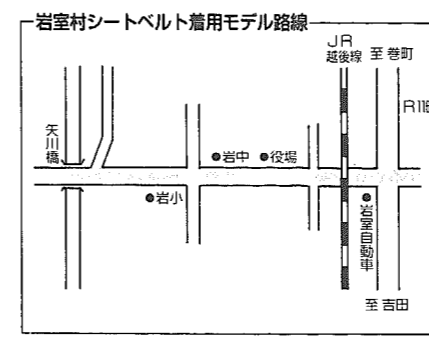
■申し込み及び問い合わせ：申込み及び詳しい募集内容については、岩室村社会福祉協議会（役場住民福祉課内 ☎82-4111）までどうぞ。

## シートベルト かけて安心 心にゆとり

シートベルト着用は、交通事故発生時における運転者及び同乗者の被害軽減を図るとともに、運転者の心身を引き締め、交通事故を未然に防止するという効果があります。

県交通安全対策連絡協議会では、「'93インにいがた・シートベルト100%着用推進運動」を実施します。期間は5月1日～10月31日までの6ヵ月間で、シートベルト着用モデル路線を設け、街頭指導などを行います。当村のモデル路線は、下図のとおりです（白根・間瀬線の津雲田地内から橋本地内まで）。

みなさん1人1人がシートベルトを着用することを習慣づけることが、悲惨な交通事故を防止することにつながります。みなさんも、自動車乗車時には、正しくシートベルトを着用しましょう。



### あなたも日赤社員に

日本赤十字社は、毎年社員の皆さまからいただく社費で、いろんな救護活動や献血事業などを行っています。今後も皆さまからご理解をいただき、多くの方々から社員となっていくことが日赤の発展につながります。ご協力をお願いします。

### 地域の環境保全・増進にご協力ください

ペットは、ルールを守って飼いましょう。犬の飼主は「人又は財産に害を加え迷惑を及ぼすことのないようにすること」が法律で義務づけられています。犬を飼う際は、次のことを守ってください。  
●犬の放し飼いは、絶対にしない  
●散歩時の、フンの始末は確実に

### 特別養護老人ホームの名称が『桜井の里』に決定

弥彦村・岩室村・分水町の3町村で建設する特別養護老人ホーム（弥彦村麓地内、平成6年4月開園予定）にふさわしい名称を「広報いわむろ3月号」で募集しましたが、先月2日に開かれた設立準備委員会の席上で決定しました。

この日は、応募総数133通を厳重に審査。その結果、弥彦村在住の大谷源太郎さん（18歳）の応募作『桜井の里』に決定しました。建設予定地が、旧桜井郷村と呼ばれていた所であることと、近くから弥彦神社とゆかりのある桜井神社があることから、準備委員全員一致で決定されました。たくさんのご応募ありがとうございました。

### ボランティアで築く会員の輪

和納勤労者親和会では、ことしも奉仕活動の一環としての空缶拾いを、先月11日会員総出で行いました。この空缶拾いは、奉仕活動を通して会員相互の親睦と交流を深めようと毎年行われているもので、今回は国道116号線～和納1区までの農免道路を実施。春風の吹く中、無造作に捨てられた空缶拾いに一生懸命汗を流していました。なお同会では、只今会員を募集中です。

## 国民年金からお知らせ

●お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-4111

### 学生さんが就職したときは 種別変更の届出が必要です

現在は、二十歳以上の学生さんでも国民年金加入が義務付けられていますが、学生さんの中にはこの四月に就職された方も多いと思います。そうした場合には、原則として届け出が必要です。

学生さんは第一号被保険者として国民年金に加入しています。しかし、就職して厚生年金や共済年金に加入することにより、第二号被保険者になります。この場合、第一号から第二号に種別が変わるので、種別変更届を提出しなければなりません。この届け出を怠ると、二重に加入したままになってしまい、不都合が生じるようになります。速やかに手続きを行ってください。

なお、厚生年金の適用を受けていない事業所に就職した場合や、自営業を継いだ場合などは、第一号被保険者のままですから届け出は必要ありません。

国民年金は、万一のときや年をとったときに頼りになる大切なものです。必要な



国民年金保険料は、基礎年金を支える最も大切な財産です。みなさん、納期限までに必ず納めましょう。しかし、病気やケガなどによって働けなくなったり、災害に遭ったりして、保険料を納めたくても納められない場合もあります。このような人に対し、保険料を納めることを免除する制度があることをご存じですか。

この免除制度には、法律で定められている条件に該当すれば免除となる「法定免除」と、保険料を納めることが経済的に困難な時に、知事に申請して認めてもらう「申請免除」があります。免除された期間は、年金受給の権利があるかどうかを確認する時には、保険料を納めた場合と同じに扱われますので、万一の時に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金なども、それが免除期間中の事故であっても受給できるので安心です。

年金の届け出や免除制度についての詳しくは、役場住民福祉課 年金係（☎82-4111 内線 117）までどうぞ。

### 参加してみませんか？

## こめっ子クラブ体験教室

「いわむろ農業を考える会」では、21世紀を担う子どもたちに農業をもっと知ってもらおうと「こめっ子クラブ体験教室」を開催します。家族の絆が問い直されている今日、親子揃って参加してみませんか。盛りだくさんのメニューを用意しております。

- 5月16日(日) (小雨決行)
    - 田植え(トン汁を用意)
    - 午前11時公民館前集合
  - 6月●草取り、おたまじゃくし取り(バーベキュー)
  - 8月●わらじ作り、ウォークラリー大会
  - 9月●稲刈り、新米おにぎりタイムカプセル埋設
- ※申込・問合せは、大岩稔(☎82-3327)、田島静夫(☎82-2455)まで(夕方6時以降)



### 「手話通訳者養成講座」開催のお知らせ

燕ろう者福祉協会では、手話サークル、燕市福祉事務所と共催で「手話通訳者養成講座」を開催します。  
受講料…無料(テキスト代として600円が必要)  
開講日…5月13日(木)(開講式)から毎週木曜日  
時間…午後7:30～9:00 会場…燕市総合文化センター  
申込・問合せ先…燕市役所福祉事務所(☎0256-63-4131)

### 巻保健所テレフォンサービス ☎72-8833(専用電話)

内 容	期 間
「愛鳥週間」及び「看護の日」のお知らせ ①毎年5月10日から1週間は愛鳥週間です。 ②看護フェスティバルについて	5/1 5/16
お酒と上手に付き合うために ①酒の効用 ②酒の上手な飲み方	5/17 5/31

※サービス時間は、月～金は17:00～翌日8:30、土・日・祝祭日は終日です。

なお、今まで実施してきました伐倒除根につきましても、今月下旬から来月にかけて実施します。駆除作業は、松木(被害木)を切り倒し、薬剤でくん蒸し約二週間そのままの状態にしておきますので、山林の所有者、入山者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、大切な森林資源を守るためにご理解とご協力をお願いします。  
●問い合わせ：役場農林水産課まで



### 松くい虫駆除を 実施します

山林や海岸地帯の松が「松くい虫」によって、次々に食い荒されています。村では、この松くい虫の被害拡大を防ぐため毎年伐倒除根を行っています。その被害はなかなか衰えません。そこで、この松くい虫の被害を未然に防ぐため、最も有効な手段としてヘリコプターによる薬剤散布を計画しています。実施地区は間瀬田ノ浦地区を予定していますが、詳細については後日お知らせいたします。